

平成26年山形村議会第1回定例会

議事日程（第3号）

平成26年3月10日（月曜日）午後 1時00分開会

開議宣告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
《追加議案、提案説明、質疑、討論、採決》
- 日程第 2 議案第24号
《委員会付託請願・陳情、審議、表決》
(委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日程第 3 26請願第 1号
- 日程第 4 26請願第 2号
- 日程第 5 26陳情第 1号
《既提出議案、審議、表決》
(委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日程第 6 議案第 2号
- 日程第 7 議案第 3号
- 日程第 8 議案第 4号
- 日程第 9 議案第 5号
- 日程第10 議案第 6号
- 日程第11 議案第 7号
- 日程第12 議案第 8号
- 日程第13 議案第 9号
- 日程第14 議案第10号
- 日程第15 議案第11号
- 日程第16 議案第12号
- 日程第17 議案第13号
- 日程第18 議案第14号
- 日程第19 議案第15号
- 日程第20 議案第16号

- 日程第 2 1 議案第 1 7 号
日程第 2 2 議案第 1 8 号
日程第 2 3 議案第 1 9 号
日程第 2 4 議案第 2 0 号
日程第 2 5 議案第 2 1 号
日程第 2 6 議案第 2 2 号
日程第 2 7 議案第 2 3 号

《追加議案、審議、表決》

(提案説明、質疑、討論、採決)

- 日程第 2 8 発議第 1 号
日程第 2 9 発議第 2 号
日程第 3 0 発議第 3 号
日程第 3 1 閉会中の継続審査の申出について
閉会宣告
-

出席議員 (12名)

1 番 大 池 俊 子 君	2 番 三 澤 一 男 君
3 番 小 林 武 司 君	5 番 神 通 川 清 一 君
6 番 宮 澤 敏 君	7 番 竹 野 園 麿 君
8 番 柴 橋 潔 君	9 番 中 村 弘 君
1 0 番 大 月 民 夫 君	1 1 番 竹 野 入 恒 夫 君
1 2 番 上 条 浩 堂 君	1 3 番 上 條 光 明 君

欠席議員 (なし)

地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 百 瀬 久 君	副 村 長 中 村 俊 春 君
教 育 長 山 口 隆 也 君	会 計 管 理 者 小 口 正 君

総務課長 小野 勝 憲君

税務課長 野口 英 明君

住民課長 青沼 永 二君

保健福祉課長 倉科 寛君

子育て支援課長 中村 康 利君

保育園長 中村 清 子君

産業振興課長 住吉 誠君

建設水道課長 赤羽 孝 之君

教育次長 根橋 範 男君

総務課長 上條 憲 治君

事務局職員出席者

事務局長 籠田 佐 知 子君

書記 児玉 佳 子君

◎開議の宣告

○議長（上條光明君） 本日の会議に先だちまして、報道関係者から取材の申し込みがありましたのでこれを許可しました。

全員が出席で定足数に達しておりますので、ただいまから平成26年第1回山形村議会定例会を再開します。

（午後 1時00分）

◎議事日程の報告

○議長（上條光明君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（上條光明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、7番・竹野園麿議員、8番・柴橋潔議員を指名します。

◎議案第24号

○議長（上條光明君） これより議事に入ります。

本日追加提案されました議案について、審議、表決を行います。

日程第2、議案第24号「平成25年度下竹田防災拠点施設整備事業の変更請負契約の締結について」を議題とします。

村長の提案説明を求めます。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） それでは、議案第24号のご説明に入ります。「平成25年度下竹田防災拠点施設整備事業の変更請負契約の締結について」の提案説明を申し上げます。

す。

平成25年度下竹田防災拠点施設整備事業の変更については、請負代金640万5,000円を増額するもので、変更後の契約金額は9,765万円となります。

その主な変更内容は、研修室の床工法を在来工法からパネル工法へ変更し、防災拠点施設としての強度を高め、また、駐車場内への浸透柵設置、駐車場舗装工事の増、フェンス及び遊具の設置に伴い、工事費を増額するものです。

平成26年3月5日付で、受注者であります「株式会社ヤマジン 代表取締役 増田正」と変更請負仮契約書をいたしました。

この仮契約を締結した請負契約について、本契約の締結をするため、「地方自治法第96条第1項第5号」及び「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条」の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（上條光明君） 村長の提案説明が終わりました。

ここで、議案審議についてお諮りします。議案第24号については、委員会付託を省略し議会全員協議会を開催して細部について詳細説明を受けることにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（上條光明君） ご異議ないものと認めます。よって、議案第24号の議案につきましては、委員会付託を省略し、議会全員協議会において詳細説明を受けることに決定いたしました。

ここで、休憩します。休憩。

（午後 1時05分）

○議長（上條光明君） 休憩を閉じ、本会議を再開します。

（午後 1時20分）

○議長（上條光明君） それでは、先ほど議題としました議案第24号の議案についてお諮りいたします。本案件は既に全員協議会において詳細説明を受けておりますので、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(上條光明君) ご異議ないものと認め、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(上條光明君) 起立全員であります。よって、議案第24号「平成25年度下竹田防災拠点施設整備事業の変更請負契約の締結について」は、原案のとおり可決することに決定しました。

委員会に付託した請願・陳情の表決を行います。

既に所管の常任委員会に付託して審査いただいております請願・陳情で、委員会の審査結果が出たものについて、これより審議、表決いたします。

常任委員会の審査結果は、お手元に配付の請願・陳情審査結果報告書のとおりですが、ここで当該委員長から審査結果の報告を求めます。

三澤一男総務産業常任委員長。

(総務産業常任委員長 三澤一男君 登壇)

○総務産業常任委員長(三澤一男君) それでは、総務産業常任委員会に付託されました請願・陳情の審査結果を報告いたします。

本委員会に付託されました請願・陳情につきましては、去る3月3日に委員会審査を行い、26請願第1号「『特定秘密保護法』の廃止を求める請願」につきましては、採択とし、措置として衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、外務大臣、国家公安委員会委員長に意見書の提出がよいものと決定いたしました。

この案件の補足説明を行います。紹介議員、大月民夫議員の提案説明の後、審査の結果、少数意見としては、「12月に提出した慎重な運用を求める意見書でよいのではないか」との委員からの発言もありましたが、採決の結果、賛成多数で採択となりました。

以上申し上げます。

26請願第2号「集団的自衛権に関する憲法解釈を変更することに反対する請願」につきましては、採択とし、措置として衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、外務大臣、防衛大臣に意見書の提出がよいものと決定いたしました。

補足説明をさせていただきます。紹介議員、大池俊子議員の提案説明後、審査の結果、少数意見としては、「周辺国の状況と日米関係のもとにあることから、結果を出さず継続審査したい」との意見もありましたが、採決の結果、賛成多数で採択となりま

した。

以上申し上げます。

26 陳情第 1 号「労働者保護ルール改悪反対を求める意見書の採択を求める陳情書」につきましては、採択とし、措置として衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、経済再生担当大臣、内閣府特命担当大臣（規制改革）に意見書の提出がよいものと決定いたしました。

以上、会議規則第 9 4 条第 1 項の規定により、総務産業常任委員会の審査結果の報告を申し上げましたので、ご審議をお願いいたします。

○議長（上條光明君） 総務産業常任委員長の報告が終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

委員長報告に質疑のある議員の発言を許します。

神通川議員。

○5 番（神通川清一君） 5 番、神通川清一です。私は、この法律は我が国の安全保障に関する情報のうち。

○議長（上條光明君） 神通川議員、ちょっといいですか。委員長に対する質疑なものですから、反対討論はまた違うときに。今はあくまでも委員長が報告したのに対する、委員長に対して何か質疑があるかという項目なものですから、後でまた、この後意見はあります。済みません。

委員長に質疑はないですか。いいですか。

（発言する者なし）

○議長（上條光明君） これより、請願・陳情について討論、採決を行います。

◎ 26 請願第 1 号

○議長（上條光明君） 日程第 3、26 請願第 1 号「『特定秘密保護法』の廃止を求める請願」について討論、採決を行います。

討論を行います。

最初に、本案に反対の議員の討論を許します。

神通川清一議員。

○5 番（神通川清一君） 5 番、神通川清一です。この法律は、我が国の安全保障に関する情報のうち、特に秘匿することが必要であるものの保護に関し必要な事項を定め

たものであると思います。特定秘密の漏洩を防止し、国と国民の安全を確保することを目的としております。衆議院で審議、可決され、参議院で拙速な審議で可決された、そのことが根本にあるかと思いますが、法律の内容から、国民に全部知らせるべきものではないと思います。原発やTPPも対象となっている旨書いてありますが、原発の保安警備などは当然知らされるものではありません。この請願の文面に「恐れがある」「危険性を含んでいる」「根底からないがいろ」等がありますが、この法律の特性から、いろいろな危険性を持っていることは確かでございます。

今、世界の大部分の国は持っている法律であります。戦後はアメリカの傘下のもとにいたが、時代は変わって近隣国の情勢は、それも伴って変わってきました。特に中国の台頭、北朝鮮の核の問題は非常に深刻でございます。政府も国民からいろいろな反発がある中で、国会や第三者機関が議論しているところであると思います。議論して慎重な審議を重ねていただいて、いい方向に持っていくということでございます。国民にしっかり説明して進めるべきで、廃止はしなくてよいと私は思います。

以上です。

○議長（上條光明君） 次に、本案に賛成の議員の討論を許します。

よろしいですか。

大池俊子議員。

○1番（大池俊子君） この「特定秘密保護法案」は、12月で慎重においてやってきたのですが、この間、だんだんいろいろな問題点が明らかになる中で、村内においても廃止という声広がっていき、また、集会なども通して「特定秘密保護法」の危険性というのがはっきりしてきました。

憲法をも揺るがす国民の目、口、耳までふさぐこの法案に対しては、先ほど神通川議員が言われたのですが、それよりも国民の権利を侵害してしまう、情報から全てのものに対しての法で守られた保障まで侵害されてしまうということで、8割以上の国民が廃止を求めているということで、村内においてもそういう声広がってきているということで、この法案も請願で出されたわけですが、そういうわけでこれは廃止にすべきときだと考えます。それで賛成討論とします。

○議長（上條光明君） 以上で討論を終結して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（上條光明君） よろしいですか。ないので、討論を終結し直ちに採決します。

本請願についての総務産業常任委員長の報告は採択であります。

本請願は採択と決するに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(上條光明君) 起立多数であります。よって、『特定秘密保護法』の廃止を求め請願については、採択と決定しました。

◎26請願第2号

○議長(上條光明君) 日程第4、26請願第2号「集団的自衛権に関する憲法解釈を変更することに反対する請願」について討論、採決を行います。

お諮りします。本請願は討論を省略し直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

○議長(上條光明君) 討論を行います。

最初に、本案に反対の議員の討論を許します。

上条浩堂議員。

○12番(上条浩堂君) 12番、上条浩堂であります。請願者の心配は十分に理解できますが、「特定秘密保護法案」とは全く異なるべき集団自衛権の解釈で反対意見を述べさせていただきます。

世界的な軍事技術の急速進歩や大量破壊兵器の拡散などにより、我が国が単独で領土・領海を守ることが困難なときを迎えています。今、中国による軍事増強や海洋進出、韓国も同様、北朝鮮のミサイルの強化など、我が国に対する近隣国からのごり押しに対し、果たして日本だけで解決が可能でしょうか。日本の平和と安全の確保のため、憲法解釈変更による日米同盟と国際連携の強化は必要と考えます。

時の政権者である政府が、これは現政府のことを言っているわけではございません。どの政府にとっても、時の政権者である政府が新たな解釈を示し、国会がそれを裏づける法律を整備し、司法が立法審査を行うことは立憲主義に沿っております。もちろん解釈変更が無制限に許されるものではありませんし、政府も環境変化に対応して平和と反映維持のため、より丁寧な説明をすべきではあります。限界を越えるときは、憲法、法律を改正すべきであることは言うまでもありません。

一方で、あまりに政府をがんじがらめにして、将来的に日本の利益を損なうような

事態を招いてしまうこともいかがかと考えます。ある程度の裁量権を政府に認めることが、ひいては国民益につながるものと私は信じます。戦争参加は絶対反対ではありますが、戦争と自衛とは違うと思います。あまりに弱腰的態度ばかりとっていると、徐々に徐々に押し切られる不安を抱きます。

先の総選挙で大勝した自民党政略を背景に、少々強気すぎるきらいのある安倍首相並びに内閣ではありますが、殊自衛権に関しましては、今後ある程度の範囲で認めざるを得ませんし、必要なことでしょう。

一方で、あまりに拡大解釈が広がってしまうことで、自衛隊応募者の減少となってしまうことも考慮せねばなりません。先日の付託委員会において、ある委員が発言していたように、もしかしたら徴兵制度につながるかもしれないのです。与党内での議論を通じ共通理解と合意が必要ですが、今はまだ今月内に総務懇談会や全議員勉強会を開き、来月に予定される政府有識者会議の報告後に与党協議が始まる段階だそうです。ただ、最初から結論ありきはおかしいと思います。日本の安全保障環境が悪化する中、いかに平和と反映を維持するかの議論の後に決定すればよいことです。

アメリカが攻撃されて日本が放置したとすれば、即同盟関係は崩壊してしまい、我が国の安全も同時に消滅しかねません。必要最小限度の実力行使は認めて、その拡大解釈のみに目を向けるべきではないでしょうか。法律の専門家や大学教授等のいわゆる有識者の間でも意見が割れている、この集団的自衛権の解釈問題ですし、政府も今、審議段階であることもかんがみて、現時点での意見書の提出はとりあえず見送るのが相当ではないでしょうか。

以上、意見書提出反対の討論といたします。

○議長（上條光明君） 次に、本案に賛成の議員の討論を許します。

大池俊子議員。

○1番（大池俊子君） 1番、大池です。この集団的自衛権は、歴代の政府も慎重にやらなければいけない、反対という態度をずっととってきました。それから個別的自衛権とは、日本が攻撃されたときに反撃する権利であります。集団的自衛権は、それとは違って、日本が攻撃されていなくても、同盟国アメリカが攻撃されたときに海外で武力行使できる権利です。

このようなことで憲法9条がある中で、自分の国が攻撃もされていないのに海外で武力行使することは許されないと歴代の政府が言ってきたことです。また、解釈憲法も、今まで憲法を変えるために、この議会でもそういうシステムづくりを憲法を変え

てもいいように国民投票できるようなシステムを入れてきました。ルールに沿ってこの憲法を変えるにしろ、それに沿ってできるルールがあるのに、自分からの解釈でどうにもなるのだというのは、やっぱり憲法立憲国としては非常に間違っただことであると思っていますので、ルールに沿って憲法を守る立場できちんとやっていくのが道理だと思っていますので、この集団的自衛権の憲法解釈を変更することに対しては反対であります。

○議長（上條光明君） 以上で討論を終結し直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（上條光明君） よろしいですか。いいですか。ないので、討論を終結し直ちに採決します。

本請願についての総務産業常任委員長の報告は採択であります。

本請願は、採択すると決するに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（上條光明君） 起立多数であります。よって、「集団的自衛権に関する憲法解釈を変更することに反対する請願」については、採択と決定しました。

◎ 26 陳情第 1 号

○議長（上條光明君） 日程第 5、26 陳情第 1 号「労働者保護ルール改悪反対を求める意見書の採択を求める陳情書」について討論、採決を行います。

お諮りします。本陳情は、討論を省略し直ちに採択したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（上條光明君） よろしいですか。ないので、討論を終結し直ちに採決します。

本陳情についての総務産業常任委員長の報告は採択であります。

本陳情は、採択と決するに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（上條光明君） 起立多数であります。よって、「労働者保護ルール改悪反対を求める意見書の採択を求める陳情書」については、採択と決定しました。

続いて、既提出議案の審査、表決を行います。

日程第 6、議案第 2 号から日程第 2 7、議案第 2 3 号までの既提出議案を一括議題として審議、表決を行います。

各議案の常任委員会審査結果は、お手元に配付の議案審査報告書のとおりであります。ここで各常任委員長の議案審査結果の報告を求めます。

最初に、総務産業常任委員長の報告を求めます。

三澤一男総務産業常任委員長。

(総務産業常任委員長 三澤一男君 登壇)

○総務産業常任委員長(三澤一男君) それでは、総務産業常任委員会に付託されました議案の審査結果の報告をいたします。

本委員会に付託されました議案につきましては、去る 3 月 3 日の審査の結果、次のとおり決定しましたので、議会会議規則第 7 7 条の規定により報告します。

議案第 2 号「山形村道路線の認定について」、議案第 5 号「山形村税条例の一部を改正する条例について」、議案第 6 号「山形村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」、議案第 7 号「山形村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第 8 号「山形村清水高原簡易水道条例の一部を改正する条例について」、議案第 9 号「山形村下水道条例の一部を改正する条例について」、議案第 1 0 号「山形村水道事業給水条例の一部を改正する条例について」、議案第 1 1 号「平成 2 5 年度山形村一般会計補正予算(第 5 号)」の所管の款・項、議案第 1 5 号「平成 2 5 年度山形村清水高原簡易水道特別会計補正予算(第 3 号)」、議案第 1 6 号「平成 2 5 年度山形村公共下水道事業特別会計補正予算(第 3 号)」、議案第 1 7 号「平成 2 6 年度山形村一般会計予算」の所管の款・項、議案第 2 1 号「平成 2 6 年度山形村清水高原簡易水道特別会計予算」、議案第 2 2 号「平成 2 6 年度山形村公共下水道事業特別会計予算」、議案第 2 3 号「平成 2 6 年度山形村水道事業会計予算」の 1 4 議案につきましては、いずれも原案可決すべきものと決定いたしました。

以上ご報告申し上げます。ご審議をお願いいたします。

○議長(上條光明君) 次に、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

大月民夫福祉文教常任委員長。

(福祉文教常任委員長 大月民夫君 登壇)

○福祉文教常任委員長(大月民夫君) 福祉文教常任委員会に付託されました議案の審査結果の報告をいたします。

本委員会に付託されました議案につきましては、去る 3 月 4 日の審査の結果、次の

とおり決定しましたので、議会会議規則第77条の規定により報告をいたします。

議案第3号「山形村子育て支援センター施設の設置及び管理に関する条例の制定について」、議案第4号「山形村社会教育委員設置条例の制定について」、議案第11号「平成25年度山形村一般会計補正予算(第5号)」の所管の款・項、議案第12号「平成25年度山形村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」、議案第13号「平成25年度山形村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」、議案第14号「平成25年度山形村介護保険特別会計補正予算(第4号)」、議案第17号「平成26年度山形村一般会計予算」の所管の款・項、議案第18号「平成26年度山形村国民健康保険特別会計予算」、議案第19号「平成26年度山形村後期高齢者医療特別会計予算」、議案第20号「平成26年度山形村介護保険特別会計予算」の10議案につきましては、いずれも原案可決すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。ご審議をお願いいたします。

○議長(上條光明君) 各常任委員長の審査結果報告が終わりましたので、ここで質疑を行います。

委員長報告に質疑のある議員の発言を許します。

○12番(上条浩堂君) 議長、全部を通して質疑でいいのですか。

○議長(上條光明君) 委員長報告に質疑ということですよ。上条浩堂議員。

○12番(上条浩堂君) 議案第23号についてお聞きしてよろしいですか。

○議長(上條光明君) はい。

○12番(上条浩堂君) 平成26年度山形村水道事業会計、この中で給水収益に関して、使用料10㎡までの基本料金の変更に关しまして、審議があったのかなかったのか。もし、あったとするなら、いかなる内容があったのかをお聞きします。

○議長(上條光明君) ただいまの質問に三澤一男総務産業常任委員長、答弁願います。

三澤一男議員。

○総務産業常任委員長(三澤一男君) この議案についての審査経過についてお答えします。提案説明で、「現在の山形村水道料金は高い。それから水環境等の事業は終わり受水等が安定供給をされてきている。経営審議会での見直しで10㎡以下を1カ月当たり100円値下げする」との提案説明を受けました。これについて委員会の中では、特にこれに対する質疑はございませんでした。採決の結果、全員賛成で原案可決となりました。

以上、報告します。

○議長（上條光明君） 上条浩堂議員、そのような説明ですが、よろしいですか。
ほかに委員長に対しての質疑ございますか。

（発言する者なし）

○議長（上條光明君） よろしいですか。質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

続いて、順次討論、採決を行います。

◎議案第2号

○議長（上條光明君） 最初に、日程第6、議案第2号「山形村道路線の認定について」討論、採決を行います。

討論を行います。討論はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（上條光明君） よろしいですか。ないので、討論を終結し直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（上條光明君） 起立全員であります。よって、議案第2号「山形村道路線の認定について」は、原案のとおり可決することに決定しました。

◎議案第3号

○議長（上條光明君） 日程第7、議案第3号「山形村子育て支援センター施設の設置及び管理に関する条例の制定について」討論、採決を行います。

討論を行います。討論はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（上條光明君） よろしいですか。ないので、討論を終結して直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（上條光明君） 起立全員であります。よって、議案第3号「山形村子育て支援

センター施設の設置及び管理に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決することに決定しました。

◎議案第4号

○議長（上條光明君） 次に、日程第8、議案第4号「山形村社会教育委員設置条例の制定について」討論、採決を行います。

討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（上條光明君） よろしいですか。ないので、討論を終結して直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（上條光明君） 起立全員であります。よって、議案第4号「山形村社会教育委員設置条例の制定について」は、原案のとおり可決することに決定しました。

◎議案第5号

○議長（上條光明君） 次に、日程第9、議案第5号「山形村税条例の一部を改正する条例について」討論、採決を行います。

討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（上條光明君） ないので、討論を終結して直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（上條光明君） 起立全員であります。よって、議案第5号「山形村税条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決することに決定しました。

◎議案第6号

○議長（上條光明君） 次に、日程第10、議案第6号「山形村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」討論、採決を行います。

討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（上條光明君） ないので、討論を終結し直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（上條光明君） 起立全員であります。よって、議案第6号「山形村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決することに決定しました。

◎議案第7号

○議長（上條光明君） 次に、日程第11、議案第7号「山形村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について」討論、採決を行います。

討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（上條光明君） よろしいですか。ないので、討論を終結し直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（上條光明君） 起立全員であります。よって、議案第7号「山形村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決することに決定しました。

◎議案第8号

○議長（上條光明君） 次に、日程第12、議案第8号「山形村清水高原簡易水道条例の一部を改正する条例について」討論、採決を行います。

討論を行います。討論ありませんか。

討論ありますので、討論を行います。

最初に、本案に反対の議員の討論を許します。

大池俊子議員。

○1番（大池俊子君） この条例は、消費税絡みで5%を8%に改めるというもので、消費税については、とても値上げというのは許されるものではありません。それで反対とします。

○議長（上條光明君） 次に、本案に賛成の議員の討論を許します。

（発言する者なし）

○議長（上條光明君） よろしいですか。以上で討論を終結して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（上條光明君） よろしいですか。ないので、討論を終結して直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（上條光明君） 起立多数であります。よって、議案第8号「山形村清水高原簡易水道条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決することに決定しました。

◎議案第9号

○議長（上條光明君） 次に、日程第13、議案第9号「山形村下水道条例の一部を改正する条例について」討論、採決を行います。

討論を行います。討論ありませんか。

討論ありますので、討論を行います。

最初に、本案に反対の議員の討論を許します。

大池俊子議員。

○1番（大池俊子君） この条例についても同じであります。消費税が5%から8%に上げるということで反対であります。

○議長（上條光明君） 次に、本案に賛成の議員の討論を許します。

竹野園麿議員。

○7番（竹野園麿君） 7番、竹野園麿です。賛成討論をする予定ではありませんでした。担当委員会ではないのでどうかと思いましたが、私は賛成ですので賛成討論をさせていただきますが、全ての物価について法律をもって5%から8%に上げるものであって、これを上げないということは、むしろできない状況にあるというふうに思いますので、条例改正については賛成するものであります。

○議長（上條光明君） 以上で討論を終結して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（上條光明君） よろしいですか。ないので、討論を終結して直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

本案は、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（上條光明君） 起立多数であります。よって、議案第9号「山形村下水道条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決することに決定しました。

◎議案第10号

○議長（上條光明君） 次に、日程14、議案第10号「山形村水道事業給水条例の一部を改正する条例について」討論、採決を行います。

討論を行います。討論はありませんか。

討論ありますので、討論を行います。

最初に、本案に反対の議員の討論を許します。

大池俊子議員。

○1番（大池俊子君） 先ほどから言っていますように、ここも消費税を5%から8%に上げるということで反対であります。そして、水道料についての値下げについては、多くの村民の中でも水道料金が高いということで、値下げについては大いに評価できるものであります。消費税がどうしても導入されてしまうということで反対であります。

先ほどから「法律で決まってきたからしょうがない」と言われたのですが、入るときですので反対とします。中でも、前回の5%値上げについては、結構自治体

でも公共料金を上げないというのも、今回わからないのですが出ているようですので反対とします。

○議長（上條光明君） 次に、本案に賛成の議員の討論を許します。

（発言する者なし）

○議長（上條光明君） いいですか。以上で討論を終結して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（上條光明君） よろしいですか。ないので、討論を終結して直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（上條光明君） 起立多数であります。よって、議案第10号「山形村水道事業給水条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決することに決定しました。

◎議案第11号

○議長（上條光明君） 次に、日程第15、議案第11号「平成25年度山形村一般会計補正予算（第5号）」について討論、採決を行います。

討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（上條光明君） よろしいですか。ないので、討論を終結し直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（上條光明君） 起立全員であります。よって、議案第11号「平成25年度山形村一般会計補正予算（第5号）」については、原案のとおり可決することに決定しました。

◎議案第12号

○議長（上條光明君） 次に、日程第16、議案第12号「平成25年度山形村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」について討論、採決を行います。

討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（上條光明君） よろしいですか。ないので、討論を終結し直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（上條光明君） 起立全員であります。よって、議案第12号「平成25年度山形村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」については、原案のとおり可決することに決定しました。

◎議案第13号

○議長（上條光明君） 次に、日程第17、議案第13号「平成25年度山形村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について討論、採決を行います。

討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（上條光明君） よろしいですか。ないので、討論を終結し直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（上條光明君） 起立全員であります。よって、議案第13号「平成25年度山形村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」については、原案のとおり可決することに決定しました。

◎議案第14号

○議長（上條光明君） 次に、日程第18、議案第14号「平成25年度山形村介護保険特別会計補正予算（第4号）」について討論、採決を行います。

討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○議長(上條光明君) よろしいですか。ないので、討論を終結し直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(上條光明君) 起立全員であります。よって、議案第14号「平成25年度山形村介護保険特別会計補正予算(第4号)」については、原案のとおり可決することに決定しました。

◎議案第15号

○議長(上條光明君) 次に、日程第19、議案第15号「平成25年度山形村清水高原簡易水道特別会計補正予算(第3号)」について討論、採決を行います。

討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○議長(上條光明君) よろしいですか。ないので、討論を終結し直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(上條光明君) 起立全員であります。よって、議案第15号「平成25年度山形村清水高原簡易水道特別会計補正予算(第3号)」については、原案のとおり可決することに決定しました。

◎議案第16号

○議長(上條光明君) 次に、日程第20、議案第16号「平成25年度山形村公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)」について討論、採決を行います。

討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○議長(上條光明君) よろしいですか。ないので、討論を終結し直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

- 議長（上條光明君） 起立全員であります。よって、議案第16号「平成25年度山形村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」については、原案のとおり可決することに決定しました。
-

◎議案第17号

- 議長（上條光明君） 次に、日程第21、議案第17号「平成26年度山形村一般会計予算」について討論、採決を行います。

討論を行います。

最初に、本案に反対の議員の討論を許します。

(発言する者なし)

- 議長（上條光明君） よろしいですか。次に、本案に賛成の議員の討論を許します。

大池俊子議員。

- 1番（大池俊子君） 1番、大池です。賛成の立場から討論したいと思います。

明日で東日本大震災から3年がたちます。仙台にいる長男と全く連絡がとれず、眠れない夜中に栄村の地震が起きました。被害に遭われた多くの方々に哀悼の意を表すものです。

今でもあのときのことを思い出すと動きがとまります。同時に起きた福島原発事故では、今なお13万6,000人もの方が避難生活を強いられ、震災関連死、原発関連死が直接死を大きく上回っています。津波で全てを失い、ふるさとと仕事を追われ、自ら命を絶った人も少なくありません。国は実態を調査して、生活環境改善など緊急対策を打つべきです。国と東電は、全ての原発被害者に完全補償と全原発の廃炉を決断すべきです。消費税8%の値上げは、さらに追い打ちをかけると思います。

さて、自立の村存続の平成26年度の予算であります。防災拠点施設は全て完了しました。新保育園「やまのこ」も認可園となり、いよいよこの4月より待望の子育て支援センター「すくすく」も本稼働となります。要望に沿って充実した施設となるような運営を望むものです。

教育面でも、全国学力テストは問題ありだと思いますが、学校地域支援本部をもとに信州型コミュニティスクール、国のコミュニティスクール事業でさらに前進できる

予算であると思います。

農業面、また、産業面でも、村独自の山形村新規就農者支援事業、国の新規就農者総合支援事業で若い農業後継者に希望を与えます。

土木でも、簡易舗装での工事は長年の住民要望でもあったと思います。

住宅リフォーム事業は、使いやすく見直され、商工業の発展に大きく貢献していくと思います。

福祉でも、介護保険料利用者負担軽減は、県の制度も取り入れ、利用者に対して基準を下げずに予算編成されたことは大いに評価できます。

一方、観光振興事業での増額は、やまっちへの90万円、納得できるものではありません。観光事業全体の見直しも含めて進めるべきだと思います。もっと住民要望に沿ったものにしてほしいものです。

そして、今回の大きなものは、消費税8%への増税です。住民の生活に大きくのしかかってきます。とても賛成できるものではありませんが、村民が生活に困ることのないよう、また、サービスの低下にならないような細かな配慮への対応もお願いしまして賛成討論とします。

○議長（上條光明君） 以上で討論を終結し直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（上條光明君） よろしいですか。ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（上條光明君） 起立全員であります。よって、議案第17号「平成26年度山形村一般会計予算」については、原案のとおり可決することに決定しました。

◎議案第18号

○議長（上條光明君） 次に、日程第22、議案第18号「平成26年度山形村国民健康保険特別会計予算」について討論、採決を行います。

討論を行います。

最初に、本案に反対の議員の討論を許します。

(発言する者なし)

○議長(上條光明君) 次に、本案に賛成の議員の討論を許します。

(発言する者なし)

○議長(上條光明君) 以上で討論を終結し直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(上條光明君) ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(上條光明君) 起立全員であります。よって、議案第18号「平成26年度山形村国民健康保険特別会計予算」については、原案のとおり可決することに決定しました。

◎議案第19号

○議長(上條光明君) 次に、日程第23、議案第19号「平成26年度山形村後期高齢者医療特別会計予算」について討論、採決を行います。

討論を行います。

最初に、本案に反対の議員の討論を許します。

(発言する者なし)

○議長(上條光明君) 次に、本案に賛成の議員の討論を許します。

(発言する者なし)

○議長(上條光明君) 以上で討論を終結し直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(上條光明君) ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(上條光明君) 起立全員であります。よって、議案第19号「平成26年度山

形村後期高齢者医療特別会計予算」については、原案のとおり可決することに決定しました。

◎議案第20号

○議長（上條光明君） 次に、日程第24、議案第20号「平成26年度山形村介護保険特別会計予算」について討論、採決を行います。

討論を行います。

最初に、本案に反対の議員の討論を許します。

（発言する者なし）

○議長（上條光明君） 次に、本案に賛成の議員の討論を許します。

（発言する者なし）

○議長（上條光明君） 以上で討論を終結し直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（上條光明君） ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（上條光明君） 起立全員であります。よって、議案第20号「平成26年度山形村介護保険特別会計予算」については、原案のとおり可決することに決定しました。

◎議案第21号

○議長（上條光明君） 次に、日程第25、議案第21号「平成26年度山形村清水高原簡易水道特別会計予算」について討論、採決を行います。

討論を行います。

最初に、本案に反対の議員の討論を許します。

大池俊子議員

○1番（大池俊子君） この予算につきましても、消費税絡みで導入されるという、その予算に反映されるということで反対します。

○議長（上條光明君） 次に、本案に賛成の議員の討論を許します。

（発言する者なし）

○議長（上條光明君） よろしいですか。以上で討論を終結し直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（上條光明君） ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（上條光明君） 起立多数であります。よって、議案第21号「平成26年度山形村清水高原簡易水道特別会計予算」については、原案のとおり可決することに決定しました。

◎議案第22号

○議長（上條光明君） 次に、日程第26、議案第22号「平成26年度山形村公共下水道事業特別会計予算」について討論、採決を行います。

討論を行います。

最初に、本案に反対の議員の討論を許します。

大池俊子議員。

○1番（大池俊子君） この公共下水道事業につきましても、消費税絡みで反対したいと思います。

○議長（上條光明君） 次に、本案に賛成の議員の討論を許します。

竹野園麿議員。

○7番（竹野園麿君） 7番、竹野園麿です。消費税絡みの予算について、今、反対の討論がありましたけれども、最初の方にあった条例改正のとおり、条例は消費税分として今までは100分の5となっていたものを、国の法律に基づいて100分の8としたわけですので、その条例に基づいて値上げしていることは、これは条例と予算は整合しているということで、これは完璧に賛成するものであります。

○議長（上條光明君） 以上で討論を終結し直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(上條光明君) ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(上條光明君) 起立多数であります。よって、議案第22号「平成26年度山形村公共下水道事業特別会計予算」については、原案のとおり可決することに決定しました。

◎議案第23号

○議長(上條光明君) 次に、日程第27、議案第23号「平成26年度山形村水道事業会計予算」について討論、採決を行います。

討論を行います。

最初に、本案に反対の議員の討論を許します。

大池俊子議員。

○1番(大池俊子君) この水道事業会計予算につきましても、消費税が5%から8%になるということで、この予算に反映されているということで反対します。

なお、水道料は、10立方で100円の値下げということにつきましては賛成であります。消費税絡みということで反対とします。

○議長(上條光明君) 次に、本案に賛成の議員の討論を許します。

三澤一男議員。

○2番(三澤一男君) 税の公平とか、そういうことから言っても、国の税金というのは、それを一括して収納して、それがそれぞれのところに配分されるということから言っても、その税率の上るとかということに対して言うことについては、少し税の面の負担は当然すべきことはして、それで福祉なり、そういうところに当然いくわけですから、そういった意味でいけば、この消費税を上げるということは、税としては当然今、日本がとり得る一番重要な部分だと思っておりますので、この件については賛成させていただきます。

○議長(上條光明君) 以上で討論を終結し直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(上條光明君) よろしいですか。ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(上條光明君) 起立多数であります。よって、議案第23号「平成26年度山形村水道事業会計予算」については、原案のとおり可決することに決定しました。

以上で既提出議案の審議、表決は終了しました。

ここで、議案整理のため暫時休憩します。休憩。

(午後 2時18分)

○議長(上條光明君) 休憩を閉じ、会議を再開します。

(午後 2時20分)

◎発議第1号

○議長(上條光明君) 議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第28、発議第1号「特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書」の提出についてを議題とします。

本案件の提出議員の趣旨説明を求めます。

三澤一男議員。

(2番 三澤一男君 登壇)

○2番(三澤一男君) 発議第1号「特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書」について提案説明を行います。

意見書の文面につきましては、ご覧いただきたいと思えます。

第185臨時国会において、法律案の採決が強行され、「特定秘密保護法」が成立しました。何を秘密にするか国民には知らされず、広範囲な情報を秘密にすることができます。このことは、国民の知る権利が侵害されます。

日本国憲法の基本原理を根底からないがしろにし、主権者国民が政府を監視するという立憲主義を覆し、国民の目、耳、口をふさぐ基本的人権、民主主義を破壊する重

大な弾圧法になる危険性を持つことから、多くの団体、個人が反対表明をしているのであります。

以上のことから当議会では、12月定例会で慎重な運用を求める意見書を提出しておりますが、慎重な運用の検討が進まない状況をかんがみ、法律の廃止を求める意見書を提出するものであります。

意見書の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、外務大臣、国家公安委員会委員長です。

ご審議をお願いいたします。

○議長（上條光明君） 本案件の提出議員の趣旨説明が終わりましたので、これより本案に対する質疑を行います。

本案件に質疑のある議員の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（上條光明君） よろしいですか。お諮りします。本案件は討論を省略して直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（上條光明君） ご異議ないものと認め、採決いたします。

本案件に賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（上條光明君） 起立多数であります。よって、発議第1号「特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書」の提出についての件は、原案のとおり可決されました。

◎発議第2号

○議長（上條光明君） 日程第29、発議第2号「集団的自衛権に関する憲法解釈を変更しないことを求める意見書」の提出についてを議題とします。

本案件の提出議員の趣旨説明を求めます。

三澤一男議員。

（2番 三澤一男君 登壇）

○2番（三澤一男君） 発議第2号「集団的自衛権に関する憲法解釈を変更しないことを求める意見書」について提案説明を行います。

意見書の文面につきましては、ご覧いただきたいと思ひます。

憲法解釈の変更による集団的自衛権の行使容認という安倍晋三首相の手法に「内閣で決めていいことなら憲法改正など必要ないとなる」との批判が上がっています。集団的自衛権の行使については、その時々政府の判断で解釈を変更することはあつてはならないことです。憲法改革は、本来96条の改革手続に基づき国会発議と国民投票で過半数を得なくてはなりません。解釈改憲は、この96条に違反する暴挙です。

集団的自衛権の行使につながる憲法解釈の変更を行わないように強く要望するものです。

意見書の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、外務大臣、防衛大臣です。

ご審議をお願いいたします。

○議長（上條光明君） 本案件の提出議員の趣旨説明が終わりましたので、これより本案件に対する質疑を行います。

本案件に質疑のある議員の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（上條光明君） 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案件は討論を省略して直ちに採決したいと思ひますが、ご異議ございませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（上條光明君） 異議ありますので、討論を行います。

最初に、本案件に反対の議員の討論を許します。

上条浩堂議員。

○12番（上条浩堂君） 12番、上条浩堂です。先ほどの自分の反対討論と意見書の内容が一部合致しない点、また、国においても、当然当議会においても、十分議論が煮詰まったとは思えません。したがって、この段階での意見書提出に反対するものがあります。

○議長（上條光明君） 次に、本案件に賛成の議員の討論を許します。

竹野園麿議員。

○7番（竹野園麿君） 私は、これは集団的自衛権の動きというのは、憲法解釈を変えようということで、戦後やっぱり我々の年代くらいは、戦争の悲惨さというものをかなり身にしみて感じてきている世代でありますので、我々の世代よりも前の世代の人

たちというのは、戦争は決してしてはならない、そういう強い願いというか、そういうものを持って生きてきた世代であります。

70年近く戦後たっておりますので、大分戦争を知らない世代が増えているわけですが、とにかく悲惨な戦争が終わったばかりのころは、日本国中が戦争してはならないという気持ちが非常に強かったと思いますが、世代の移り変わりとともに、そういったものが、戦争の経験のない人たちが増えてきている中でもって、社会の状況もその辺のところが変わってきておりますけれども、今、我々から見ると、戦争への動きがだんだんと何かそっちの方向へ動いているような感じがしてならない。集団的自衛権の解釈の問題もそうだし、先ほどの「特定秘密保護法」の制定の問題もしており、また、改正的にはいろいろあります。教育委員会制度の改正、教育基本法の改正、全てそういったものにつながっているような動きに見えます。

したがって、これはやっぱり一言で言えば、この解釈というのは、一貫して集団的自衛権は許されないという判断で来たのだけれども、憲法改正するのがなかなか難しいという中でもって、こういう動きになっている。それは非常にまずい。先ほどもそのような話はされましたが、私も同じ思いでありまして、まず集団的自衛権行使可能というようなことを言うのだったら、やっぱりやる手順としては、憲法改正して国民全体の賛同を得て、そっちの方向へ持っていくべきだ。解釈だけで変えていくというのは非常に危ない。そういう動きであると思いますので、この意見書には賛成であります。

○議長（上條光明君） 以上で討論を終結し直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（上條光明君） ご異議ないものと認め、採決いたします。

本案件に賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（上條光明君） 起立多数であります。よって、発議第2号「集団的自衛権に関する憲法解釈を変更しないことを求める意見書」の提出についての件は、原案のとおり可決されました。

◎発議第3号

○議長（上條光明君） 日程第30、発議第3号「労働者保護ルール改悪反対を求める意見書」の提出についてを議題とします。

本案件の提出議員の趣旨説明を求めます。

三澤一男議員。

（2番 三澤一男君 登壇）

○2番（三澤一男君） 発議第3号「労働者保護ルール改悪反対を求める意見書」について提案説明を行います。

意見書の文面につきましては、ご覧いただきたいと思えます。

我が国は、9割が雇用関係のもとで働く「雇用社会」です。安定的な雇用と公正な処遇のもとで安心して働くことができることが日本経済・社会の持続的な成長のために必要です。にもかかわらず、今、政府内に設置された一部の会議体では、「成長戦略」の名のもとに、労働者保護の後退を招く恐れのある各種見直しや新しいルールを取り入れて、政府が挙げる「経済好循環」とは全く逆の動きをしようとしています。こうした状況にかんがみ、意見書を提出しようとするものです。

意見書の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、経済再生担当大臣、内閣府特命担当大臣（規制改革）です。

ご審議をお願いいたします。

○議長（上條光明君） 本案件の提出議員の趣旨説明が終わりましたので、これより本案件に対する質疑を行います。

本案件に質疑のある議員の発言を許します。

神通川清一議員。

○5番（神通川清一君） 5番、神通川です。この労働者保護ルールに改悪反対ということですが、そのことに反対の意見を述べます。

○議長（上條光明君） 神通川議員、ちょっとよろしいですか。今、質疑なものですから、今の三澤一男議員に対して何か質問をしたいということがあれば許しますが、この後また討論はやりませんので。

質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

討論を行います。

最初に、本案件に反対の議員の討論を許します。

神通川清一議員。

○5番（神通川清一君） 5番、神通川です。この労働者保護ルールは、その時々を経

済状況を見据えて改革していくべきだと思います。企業があつて労働者であります。今、経済がグローバル化されている中で、全ての企業の経営がよくなっているわけではありません。よって、この意見書の内容は認めるものではありません。

これは大手労働組合のそういう一方的な話で、一般の労働組合のない企業の話ではありません。一般の会社の労働者の環境の整備は、今どんどんと進められていて、相当地に今は優遇されてきております。そういうことを加味しまして、経済状況を見据えて改革していくべきだということで、この意見書に反対します。

以上です。

○議長（上條光明君） 次に、本案件に賛成の議員の討論を許します。

（発言する者なし）

○議長（上條光明君） 以上で討論を終結し直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（上條光明君） ご異議ないものと認め、採決いたします。

本案件に賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（上條光明君） 起立多数であります。よって、発議第3号「労働者保護ルール改悪反対を求める意見書」の提出についての件は、原案のとおり可決されました。

◎閉会中の継続審査の申出について

○議長（上條光明君） 日程第31、「閉会中の継続審査の申出について」を議題とします。

各委員長より、会議規則第75条の規定による、閉会中の継続審査・調査の申出書がお手元に配付のとおり提出されました。

お諮りします。閉会中の継続審査・調査事項については、各委員長申し出のとおり承認することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（上條光明君） ご異議ないものと認め、各委員長の申し出のとおり、閉会中もなお継続審査・調査することに決定しました。

以上で今定例会の議事日程は全て終了しました。

失礼しました。ここで、先ほどちょっとばたばたしましたが、今定例会初日に監査委員に任命されました笹野初雄さんがお見えになっていますので、ご挨拶をお願いしたいと思いますので、入室するまで暫時休憩。

(午後 2時37分)

○議長（上條光明君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

(午後 2時38分)

◎監査委員あいさつ

○議長（上條光明君） それでは、ここで、先ほど話をしました今定例会初日に監査委員に任命されました笹野初雄氏からご挨拶をお願いしたいと思います。

笹野監査委員。

(監査委員 笹野初雄君 登壇)

○監査委員（笹野初雄君） このたび監査委員の選任にあたりまして、議会の皆様方からご同意をいただきました笹野初雄であります。もとより微力でございますけれども、委員としての職務を自覚して研鑽に励み全うしてまいりたいと考えておりますので、そのためにも議会の皆様方のご指導、ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

◎村長あいさつ

○議長（上條光明君） ここで、村長より挨拶があります。

百瀬村長。

(村長 百瀬 久君 登壇)

○村長（百瀬 久君） 閉会にあたりご挨拶を申し上げます。この定例会は、2月27日から本日3月10日までの間、平成26年第1回山形村村議会定例会でありましたが、ご提案を申し上げます全ての議案につき承認、可決をいただきまして、ありがとうございました。特に今回は、新年度の予算についての詳細にわたっての審議をいただきましたことに、改めて御礼申し上げます。

本会議、全員協議会、総務産業常任委員会、福祉文教常任委員会、本日は行われました本議会ともに慎重にご審議をいただきました。また、一般質問では、貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございました。

今年は、山形村の有史以来の豪雪のために、農作業が少し遅れているように思います。村が本格的な春に向かい農家も忙しくなり、村中が活気帯びてくることを切に期待をいたします。

最後に、議員の皆様方に、健康にご留意され、ますますご活躍されますことをご祈念申し上げまして、今議会の閉会のご挨拶とさせていただきます。

◎閉会の宣告

○議長（上條光明君） 以上で、平成26年第1回山形村議会定例会を閉会し散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 2時42分）